

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 8 号

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 0 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 5 条（略） (印鑑の登録) 第 6 条 市長は、第 4 条の規定による確認を終えたときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか規則で定める事項を登録しなければならない。 (印鑑登録証の交付) 第 7 条 市長は前条 _____ の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)に対し、印鑑登録証	第 1 条～第 5 条（略） (印鑑の登録) 第 6 条 市長は、第 4 条の規定による確認を終えたときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか規則で定める事項を登録しなければならない。 2 <u>印鑑票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。</u> (印鑑登録証の交付) 第 7 条 市長は前条第 1 項の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)に対し、印鑑登録証

現行	改正案
を直接交付するものとする。 2 (略) 第 8 条 (略) (登録記載事項の変更) 第 9 条 市長は、法に基づく届出等により、<u>第 6 条</u> に規定する登録事項に変更が生じたことを知ったときは、職権で当該記載事項を変更するものとする。 第 10 条～第 12 条 (略) (多機能端末による印鑑登録証明書の申請) 第 12 条の 2 印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。	を直接交付するものとする。 2 (略) 第 8 条 (略) (登録記載事項の変更) 第 9 条 市長は、法に基づく届出等により、<u>第 6 条第 1 項</u>に規定する登録事項に変更が生じたことを知ったときは、職権で当該記載事項を変更するものとする。 第 10 条～第 12 条 (略) (多機能端末による印鑑登録証明書の申請) 第 12 条の 2 印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。

現行	改正案
第 13 条～第 18 条 (略)	第 13 条～第 18 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の 2 の改正は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。

